

## 令和元年10月1日から

保育所、認定こども園を利用する**3歳児から5歳児**までのお子様と**0歳児から2歳児**までの**住民税非課税世帯**のお子様の保育料が無償化されます。

### 保育所、認定こども園等を利用する子供たち

#### 【対象者・利用料】

- **保育所、認定こども園等を利用する3歳児から5歳児までのお子様の保育料が無償化されます。**
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。
  - 給食費、布団のリース代、延長保育料などは、保護者の負担になります（無償化となるのは基本の保育料のみ）。ただし、年収360万円未満相当世帯のお子様と全ての世帯の第3子以降のお子様については、給食費の内、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除されます。
- **0歳児から2歳児までのお子様については、住民税非課税世帯を対象として保育料が無償化されます。**
  - さらに、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳児から2歳児までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。

(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。

# 1号認定の預かり保育を利用する子供たち

## 【対象者・利用料】

- 保育料（基本の利用料）が無償化となるための、新たな手続きは不要ですが、預かり保育の利用料の無償化の対象となるためには、「**保育の必要性の認定**」を受け**る必要**があります。（新2号認定）
- **利用日数に応じて、最大月額1万1300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化**されます。（1日の支給上限額は450円）

上記のとおり、預かり保育の利用料の無償化の対象となるためにお持ちの1号認定（教育・保育給付認定）とは別に新2号認定（施設等利用給付認定）を取得する必要があります。

◎ **新2号認定**とは、3歳になってから最初の4月1日を迎えた小学校就学前の子どもであって、保護者の労働などにより保育の必要性のある子どもを指します。

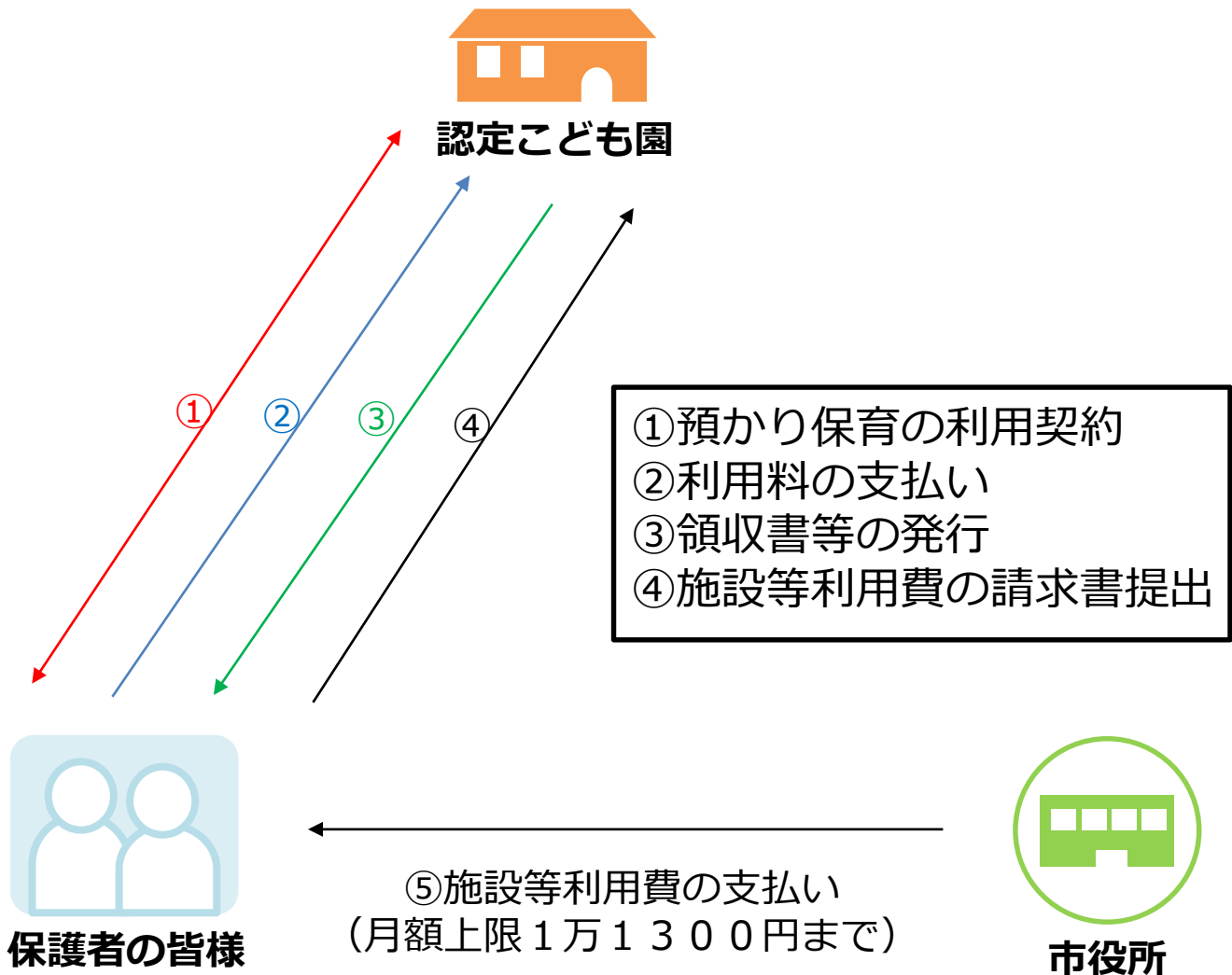
◎ 新2号認定を取得するためには、

- ① **子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（様式その2）**
- ② **保育の必要性を認定するための添付書類**

の提出が必要になります。新2号認定の取得を希望される方は、令和元年9月末日までに現在通園中の保育園まで必要書類のご提出をよろしくお願いいたします。

◎ 支払方法は償還払いとなります。  
（利用者が利用料を一旦負担し、その後自治体に申請することで払い戻しを受ける方法）  
また、払い戻しはおおむね3ヶ月に1度となります。

# 【償還払いのイメージ】



※保育料（基本の利用料）が無償化となるための、新たな手続きは不要ですが、預かり保育の利用料の無償化の対象となるためには、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。

※無償化の対象は保育料です。食材料費、行事費、教材費などは、これまでどおり保護者の負担になります。ご注意ください。

○ 「保育の必要性」の認定を受けられたお子さまは、預かり保育の利用料が【1日の支給額上限450円×1ヶ月の利用日数（上限1万1300円まで）】の範囲内で無償化されます。